

犯罪被害者等支援条例の条文比較

資料2-3

	広島市犯罪被害者等支援条例	札幌市犯罪被害者等支援条例	網走市犯罪被害者等支援条例	留萌市犯罪被害者等支援条例	岩見沢市犯罪被害者等支援条例	富良野市犯罪被害者等支援
人口	1, 172, 055人	1, 964, 894人	31, 470人	17, 938人	73, 568人	19, 290人
施行日	令和4年4月1日	令和7年4月1日	令和6年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日	令和7年4月1日
目的	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等に必要な施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添いつつ、その権利利益の保護を図り、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条の基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。))に基づき、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。))及び北海道犯罪被害者等支援条例(平成30年北海道条例第7号。以下「道条例」という。))の規定を踏まえ、犯罪被害者等への支援(犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。以下同じ。))に関し、基本理念を定め、及び市等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等への支援に関する施策を円滑に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
定義	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。 (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者(本市の区域内に住所又は居所を有する者に限る。)及びその家族又は遺族をいう。 (3) 再被害 犯罪被害者等がその被った害に係る犯罪等の加害者と同一の加害者又は当該加害者と密接な関係にある者から再び被害を受ける。いう。 (4) 二次的被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、風評、インターネットその他の通信手段を通じて行われる誹謗ひぼう中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材及び報道等により被る精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の害をいう。 (5) 市民等 本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者並びに本市の区域内において活動(事業活動を除く。)を行う団体をいう。 (6) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う者をいう。 (7) 関係機関等 国、広島県その他の本市以外の地方公共団体、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、本市の区域内において犯罪被害者等の支援を行う民間の団体(以下「民間支援団体」という。)その他の犯罪被害者等の支援に関係する機関又は団体をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 (2) 犯罪被害者 犯罪等により害を被った者をいう。 (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者及びその家族又は遺族(当該犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第9号アにおいて同じ。)をいう。 (4) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。 (5) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。 (6) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。 (7) 関係機関等 国、北海道その他本市以外の地方公共団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。 (8) 二次被害 犯罪被害者等が、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度の取材及び報道等により受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的損失その他の被害をいう。 (9) 再被害 次に掲げる害をいう。 ア 犯罪被害者が、加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者の家族又は遺族(イにおいて「犯罪被害者家族等」という。)に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害 イ 犯罪被害者家族等が、当該犯罪被害者に係る加害者による当該犯罪被害者家族等に対する別の犯罪等によって受ける害及び当該加害者による当該犯罪被害者に対する別の犯罪等によって受ける精神的な苦痛、心身の不調、経済的損失その他の被害	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。 (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。 (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。 (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。 (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。 (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。 (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるように支援するための取組をいう。 (4) 市民 市内に居住し、滞在し、勤務し、又は在学する者及び市内で活動する団体をいう。 (5) 事業者 市内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。 (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。 (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解又は配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われるひぼう中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。 (8) 関係機関 国、北海道その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。	(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び道条例において使用する用語の例による。 (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 (2) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。 (3) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 (4) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。 (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。 (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。 (7) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。	

犯罪被害者等支援条例の条文比較

項目	広島市犯罪被害者等支援条例	札幌市犯罪被害者等支援条例	網走市犯罪被害者等支援条例	留萌市犯罪被害者等支援条例	岩見沢市犯罪被害者等支援条例	富良野市犯罪被害者等支援
基本理念	(基本理念) 第3条 本市における犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。 (2) 被害の状況及び原因、再被害又は二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。 (3) 犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく行われること。 (4) 本市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されること。	(基本理念) 第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、途切れることなく行われなければならない。 3 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われなければならない。 4 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。	(基本理念) 第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行われなければならない。 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行われなければならない。 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができることと認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行われなければならない。	(基本理念) 第3条 犯罪被害者等支援は、次に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。 (1) 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されること。 (2) 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。 (3) 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。 (4) 市及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。	(基本理念) 第3条 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。 2 犯罪被害者等への支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行われなければならない。 3 犯罪被害者等への支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援が提供されるよう行われなければならない。	(基本理念) 第3条 犯罪被害者等の支援は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるよう、配慮して行われなければならない。 2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次的被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分に配慮して行われなければならない。 3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができることと認められるまでの間、必要な支援が提供されるよう、行われなければならない。
市の責務	(本市の責務) 第4条 本市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施しなければならない。	(市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。))を策定し、実施しなければならない。	(市の責務) 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。))に則り、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。	(市の責務) 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。 2 市は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。	(市の責務) 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、犯罪被害者等への支援に関する施策を策定し、関係機関等との連携並びに市民等及び事業者の協力の下、実施するものとする。	(市の責務) 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。))に則り、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。
市民等の責務	(市民等の責務) 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を地域で支えることの必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせ、又は犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。	(市民等及び事業者の責務) 第5条 市民等及び事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。 2 市民等及び事業者は、市が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めなければならない。	(市民等の責務) 第5条 市民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(市民の責務) 第5条 市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(市民等の責務) 第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(市民等の責務) 第5条 市民等は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
事業者の責務	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。 2 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する者が犯罪被害者等になったときは、当該犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、並びに当該被害に係る刑事に関する手続に適切に関与し、及び行政手続その他の手続を適切に行うことができるよう、当該犯罪被害者等の勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等への支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等への支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。	(事業者の責務) 第6条 事業者は、基本理念に則り、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。
連携協力 (含体制整備)	(関係部局の連携等) 第17条 本市が犯罪被害者等の支援を行うに当たっては、必要な支援が適切かつ円滑に行われるよう、当該支援に関係する部局が相互に連携し、及び必要な情報の共有を図るものとする。	第4条 2 市は、犯罪被害者等支援施策の実施に当たっては、関係機関等と連携し、及び協力してこれを行わなければならない。	第4条 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。		(関係機関等との連携) 第8条 市は、前条に規定する相談、情報の提供及び助言を適切に行うとともに、犯罪被害者等への支援に関する施策を推進するために、関係機関等との連携を図り、迅速かつ効果的に相互協力を行うことができる体制を構築するものとする。	第4条 2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。
相談及び情報の提供	(相談及び情報の提供等) 第7条 本市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。 2 本市は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。	(相談及び情報の提供等) 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等によって直面している各般の問題について相談に応じ、適宜関係機関等との連絡調整及び市の関係部局間の連携を図った上で、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。 2 市は、前項の相談に応じた必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。	(相談及び情報の提供等) 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。	(相談及び情報の提供等) 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。 2 市は、犯罪被害者等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を犯罪被害者等支援を所管する課に置くものとする。	(相談及び情報の提供等) 第7条 市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、総合的な窓口を設置するものとする。	(相談及び情報の提供等) 第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。 2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

犯罪被害者等支援条例の条文比較

資料2-3

項目	広島市犯罪被害者等支援条例	札幌市犯罪被害者等支援条例	網走市犯罪被害者等支援条例	留萌市犯罪被害者等支援条例	岩見沢市犯罪被害者等支援条例	富良野市犯罪被害者等支援
安全の確保 (含二次的被害防止)	(安全の確保) 第12条 本市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。		(安全の確保) 第11条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。	(安全の確保) 第11条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。		(安全の確保) 第11条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害又は二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。
日常生活の支援	(日常生活の支援) 第10条 本市は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、日常の家事に係る支援その他の必要な支援を行うものとする。		(日常生活の支援) 第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。	(日常生活の支援) 第9条 市は、犯罪被害者等が安心して生活することができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。		(日常生活の支援) 第9条 市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に平穏な日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。
居住の安定	(居住の安定) 第11条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、当該犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供等必要な支援を行うものとする。		(居住の安定) 第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。	(居住の安定) 第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。	(居住の安定) 第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。	(居住の安定) 第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮その他の必要な支援を行うものとする。
雇用の安定	(雇用の安定) 第13条 本市は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、事業者に対し、その雇用する者が犯罪被害者等になったときの勤務への配慮の必要性について理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。	第5条 3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めなければならない。	第6条 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。	第6条 2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。	第6条 2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労について十分に配慮するよう努めるものとする。	第6条 2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、就労及び勤務条件並びにその他必要な各種手続について、十分に配慮するよう努めるものとする。
損害回復・ 経済的支援	(経済的負担の軽減) 第8条 本市は、次条から第11条までに定めるもののほか、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他の必要な支援を行うものとする。	(経済的負担の軽減) 第8条 市は、犯罪被害者等が犯罪等によって受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、給付金の支給その他の必要な支援を行うものとする。	(見舞金の支給) 第8条 市は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有している犯罪行為により死亡した者の遺族及び犯罪行為により傷病を受けた者に対し、経済的負担の軽減を図るため、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。 (1)遺族見舞金 30万円 (2)傷病見舞金 10万円 (3)性犯罪被害見舞金 10万円 2 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により傷病を負った者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。	(見舞金の支給) 第8条 市は、犯罪被害者等の心を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。	(見舞金の支給) 第9条 市長は、犯罪被害者の受けた被害(犯罪行為(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。以下同じ。))による死亡若しくは規則で定める重傷病(以下「重傷病」という。))又は規則で定める性犯罪(以下「性犯罪」という。))による被害に際する。原因となった犯罪行為が行われた時又は性犯罪があった時において、当該死亡した者の遺族又は当該重傷病を負った者若しくは性犯罪により被害を受けた者が市内に住所を有していた場合、これらの者に対し、見舞金を支給する。 2 見舞金の額は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)遺族見舞金 30万円 (2)重傷病見舞金10万円 (3)性犯罪被害見舞金10万円	(見舞金の支給) 第8条 市は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において市内に住所を有している犯罪行為により死亡した者の遺族及び犯罪行為により傷病を受けた者に対し、経済的負担の軽減を図るため、市長が別に定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める見舞金を支給するものとする。 (1)遺族見舞金 30万円 (2)傷病見舞金 10万円 (3)性犯罪被害見舞金 10万円 2 性犯罪を受け、及び当該性犯罪により傷病を負った者に対して支給する見舞金については、傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金のいずれかとする。
調査研究・ 人材の育成	(人材の育成) 第18条 本市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。					
民間支援団体 に対する援助	(民間支援団体への支援) 第16条 本市は、民間支援団体の活動を促進するため、民間支援団体に対し、本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に係る情報の提供等必要な支援を行うものとする。	(民間支援団体への支援) 第9条 市は、基本理念にのっとり行われる活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、市が実施する犯罪被害者等支援施策に係る情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。				
理解の増進	(市民等の理解の増進) 第14条 本市は、教育活動、広報活動等を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等を支援することの必要性、再被害及び二次的被害の発生を防止することの重要性等について市民等の理解を深めるよう、必要な施策を講ずるものとする。	(広報及び啓発等) 第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性、二次被害及び再被害の発生の防止の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための広報及び啓発を行うものとする。2 市は、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等について必要な施策を講ずるものとする。	(市民等及び事業者の理解の増進) 第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。	(市民及び事業者の理解の増進) 第12条 市は、犯罪等の被害に対する市民及び事業者の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。	(広報及び啓発) 第11条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等への支援の必要性、二次被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が実施している犯罪被害者等への具体的な支援策等について市民等及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。	(市民等及び事業者の理解の増進) 第12条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないよう、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。
個人情報の適切な管理	第12条(安全の確保)に記載			(個人情報の適切な管理) 第14条 市は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害者等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。		